学修成果の評価に関する方針（学修成果アセスメント・ポリシー）

2025 年 7 月 11 日　教務委員会　承認
2025 年 7 月 18 日　全学自己評価実施委員会　承認
2025 年 7 月 18 日　内部質保証推進委員会　承認

１．趣旨と目的

本ポリシーは、本学の学生の学修成果を把握する方法やその活用方法を定めたものであり、以下のことを目的とする。

① 学生が自身の学修成果を把握できるようにすることにより、学生の学習意欲の向上に資するとともに、学生に履修科目選択や学修方法の指針を提供する。
② 学生がディプロマ・ポリシー（以下、DP）に掲げた知識や能力等をどの程度身につけたかを把握することにより、本学の教育の質保証に資する。
③ 本学の教員が個々の学生に対してより的確な学修上の指導や助言を行うことを促進する。
④ 各評価項目の全学もしくは各学科における分布を把握し、本学の教育課程及びその内容、教育方法の改善のために活用するともに、それらを学外にも公開して社会への説明責任を果たす。

２．評価項目とその評価方法、評価者と評価時期

評価項目の種別	評価項目（指標）	評価方法（算出方法）	評価時期	備考
科目レベル	個々の科目の成績	シラバスならびに授業ルーブリックに示された評価方法と基準による	毎学期末	各科目の担当教員が評価を行う
教育課程レベル	修得単位数	—	毎学期末	教務課が算出する
	GPA	履修要綱に記された算出式による	毎学期末	同上
	所属学科の各 DP 項目の学修度	履修要綱に記された算出式による（注１）	毎学期末	教育情報課が算出する
	諸課程の修了	各課程の修了要件による（注２）	毎学期末	教職，司書，司書教諭，博物館学芸員の４課程
	副専攻修了	履修要綱に記された修了要件による	毎学期末	
	AI・データサイエンスプログラム修了	履修要綱に記された修了要件による	毎学期末	
学科独自	その他、各学科の定める評価項目（注３・４）	—	—	

- 注１）学修度の算出式を履修要綱に追記する。
- 注２）ここでの修了とは、教職課程の場合は教員免許状を取得する条件、その他の課程の場合はそれぞれの資格の取得条件を満たすことを指す。
- 注３）各学科の所属する学部の自己評価実施委員会が、必要に応じて評価項目を定め、教務委員会に報告する。教務委員会は改定内容を全学自己評価実施委員会、そして内部質保証推進委員会、評議会へ報告する。
- 注４）本学の正課教育を通じた学修成果以外の学修成果を用いてもよいものとする、たとえば学外団体の実施する検定試験の成績（例：TOEIC スコア）や資格の取得状況を評価項目とすることも可とする。ただし、そうした検定試験や資格で測られる能力等が当該学科のいずれかの DP 項目に該当することを要する。

３．学修成果の公開と活用

（1）学生へのフィードバックの方法と時期

- UINPA システムを通じて学生が自身の学修成果を閲覧できるようにする。
- 過去の学修成果を学期ごとに表示して、経年変化を把握できるようにする。
- 学修成果は毎学期末に表示内容を更新する。
- 学生に対して、自身の学修成果を履修科目の選択や採るべき学修方法の参考とすることを促す。

（2）教員への公開と活用

- 各評価項目の学修成果を、その学生のゼミ担当教員が閲覧できるようにする。
- 各教員はそれを個々のゼミ生への履修指導等に活用する。

（3）全学・学科レベルの集計値の算出と公開、活用

- 全学もしくは学科レベルでの学生の学修成果の集計値（平均値や分散など）は、教務課が算出し、教務委員会での報告を経て、各学部教授会に報告するとともに、学内の情報システムを通じて随時閲覧できるようにする。
- 各部局は、それらを、別途定める「阪南大学　教務自己点検・評価ポリシー」に即して、教育課程及びその内容、教育方法の改善のために活用する。
- 得られた集計値は大学ウェブサイトを通じて一般公開する。

４．ポリシーの改定とその手続き

- 学科独自の評価項目以外の部分のポリシーの改定に際しては、教務委員会が各学部教授会の意見もふまえた上でその案を作成し、全学自己評価実施委員会に報告する。その後、内部質保証推進委員会で審議を経て、評議会にて審議・決定する。
- 学科独自の評価項目を改定する際には、当該学科の属する学部自己評価実施委員会が改定を行い、教務委員会に報告する。教務委員会は改定内容を全学自己評価実施委員会、そして内部質保証推進委員会、そして評議会へ報告する。

以上